

個人情報ファイル簿（単票）

令和5年7月14日作成

個人情報ファイルの名称	戸籍電算システム(戸籍簿、受附帳、附票、埋火葬許可申請書含む)
市の機関の名称	角田市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部 市民課
個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿に身分関係を登録し、公証を行うために利用する。人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料とするため利用する。埋火葬許可申請及び斎苑利用許可申請のため利用する。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 性別、5 生年月日、6 電話番号、7 本籍、8 筆頭者、9 国籍、10 続柄、11 個人番号、12 印影、13 届出年月日等、14 出生地、15 死亡日時、16 死亡地、17 届出人の資格、18 裁判所申し立て事項・審判事項、19 届出・送付市区町村名、20 旅券番号・旅券発行年月日、21 禁治産・準禁治産宣告の状況、22 成年被後見人登記の状況、23 在留期間・在留資格、24 発行元、25 身分証明書番号、26 身分証明書有効期限、27 戸籍届出の種類、28 届出人区分、29 裁判・審判確定年月日、30 裁判・審判確定地、31 身分事項、32 住定日、33 住民票コード、34 職業、35 資格、36 勤務先、37 顔写真・画像、38 出生子・死産児の数、39 出生子の身長・体重、40 妊娠週数、41 出生証明書、42 死亡診断書及び死体検案書、43 死産証書及び死胎検案書
記録範囲	当市に本籍を有する者及び戸籍届出をした者
記録情報の収集方法	本人からの提出により収集、地方公共団体からの提出により収集
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	国・他自治体（1～42）、保健所（1、2、4、5、9、10、11、13、15、27、29、34、38～43）、J-LIS（1、2、4、5、11）、戸籍謄本等請求者（1～42）
開示請求等を受付する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 総務課 総務係 (所在地) 〒981-1592 角田市角田字大坊41

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) →紙媒体の有無 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイル) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル (手作業) 処理ファイル)
備 考		